

令和5年度

# 那珂市学童保育所のご案内



## 学童保育とは

就労等により、昼間保護者が不在となる家庭の児童を対象として、放課後における児童の安全確保や健全育成を図るものです。

### ◎ 入所対象児童

1. 市内に住所を有している。
2. 対象地区内の小学校に通学する児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ他に保護者に代わる者がいない児童

就労・就労予定	①午後1時を過ぎて就労していること ②放課後から午後6時までの間において、児童を保育することができない勤務である場合
疾病等・出産	・療養期間中 ・出産前8週間 出産後8週間（育児休業期間は原則として対象外）
通学	就労準備のため、学校等に通っている場合
看病・介護	同一世帯に看護・介護を必要とする家族がいて、保護者が介護を行っている場合
その他	保護者が放課後に児童を保育することができないと認められるとき

入所希望児童が多数の場合は保護者の就労状況や家庭状況等を審査のうえ必要性が高いと認められる児童から入所を決定します。

### ◎ 学童保育入所の手続き

令和5年5月以降の入所の申込み受付は、こども課で随時行っています（瓜連支所では申込みの受付は行いませんのでご注意ください。）

入所を希望する月の前月の10日までに 申込書等をこども課へ提出してください。（前月の10日が土・日・祝日の場合は、直前の平日が締切りになります。）

**\*ただし、入所者数が定員に達している学童保育所については、希望月に入所できないこともありますので、あらかじめご承知ください。**

令和5年4月入所の申込みについては、**令和4年11月1日(火)～25日(金)**の期間に受付を行います。（土曜・日曜・祝日は除く）

**【期間厳守にご協力願います】**理由なく期間終了後に申込書を提出された場合、利用の必要性が低いものとみなします。

#### 受付場所

- ①新規入所→こども課 8時30分～17時15分 木曜日は19時30分まで
- ②継続入所（現在入所中で新年度も継続を希望）→各学童保育所
- ③新規と継続（現在入所中の兄姉と新規入所の弟妹）→こども課

### ◎ 入所申込みに必要な書類

- (1) 放課後学童保育申込書
- (2) 父・母および65歳未満で市内在住の祖父母の就労証明書
- (3) 家庭状況調査書
- (4) 保育料口座振替依頼書（ゆうちょ銀行を利用する場合は申し出てください）
- (5) その他 申込み事由により、必要書類を提出していただきます。

● 書類は本庁こども課にてお受け取りください。

または、(1)(2)(3)の用紙は市のホームページからダウンロードすることができます。

● (2)の就労証明書は、保育所と同時申込みの場合は保育所用の就労証明書で併用可能です。

● (4)の用紙は複写式のためダウンロードができませんので、こども課でお受け取りください。

申込時に窓口でご記入も可能です。（その場合は、口座番号のわかるものとお届印を必ずお持ちください）

## ◎ 保育時間等

平 日	授業終了後から午後6時まで
学 校 の 休 業 日	午前7時30分から午後6時まで
延 長 保 育	午後6時から午後7時まで
日 曜 ・ 祝 日	休 み
お盆(8月13日～15日)	
年末年始(12月29日～1月3日)	

## ◎ 保育料等

学 童 保 育 料	月額	6,000円	毎月25日に口座振替をします
延 長 保 育 料	1回	200円	午後6時以降の保育を行った場合 (翌月の学童保育料とあわせて口座振替をします)
保 険 料	年間	800円	入所月の25日に口座振替をします
そ の 他	父母会費などを、学童保育所から毎月徴収します。		

## 保険加入について

入所日に保険適用を間に合わせるため、入所決定後(決定通知書未着の場合も含む)すぐに保険加入の手続きを行います。  
手続終了後は加入取消しができないため、保険料の口座振替をおこないます。

入所を辞退された場合であっても、保険加入手続き後であれば保険料は負担していただきます。

**※ 保育料を正当な理由なく3ヶ月以上滞納されますと、退所していただくこととなります。**

保育料等の口座引落としをご利用いただける金融機関は次のとおりです。

・常陽銀行      ・筑波銀行      ・水戸信用金庫      ・茨城県信用組合  
 ・常陸農業協同組合      ・中央労働金庫      ・ゆうちょ銀行

## ※保育料の減免(申請書の提出が必要です)

	入所児童の世帯の令和3年度分市町村民税額		
	所得割・均等割 が非課税(0円)	所得割が課税	均等割のみ課税
ひとり親世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保 健福祉手帳を持つかたと同一世帯 特別児童扶養手当の支給対象児、または 国民年金の障害基礎年金等の受給者と同一世 帯	保育料・延長保 育料が全額免除 <small>(保険料・父母会費は対象外)</small>	免除非該当	保育料・延長保 育料が1/2減額 <small>(保険料・父母会費は対象外)</small>
・生活保護世帯 ・災害等により生活が困難になった世帯 ・令和3年度中の所得が皆無となった世帯	保育料・延長保育料が全額免除になります。 (保険料・父母会費は対象外です)		

上記に該当し、減免を希望されるかたは、「免除申請書」に次の書類を添付し、提出してください。

ひとり親世帯	・保護者のマル福受給者証のコピー ・児童扶養手当の受給者証のコピー のどちらか
障害者手帳等を持つかたと同一世帯	・手帳の氏名と等級が記載されているページのコピー
手当・年金等の受給者と同一世帯	・受給者証のコピー
生活保護世帯	・保護者の生活保護受給証のコピー

## ◎ 保育期間

●学童保育の入所期間は、年度末までとなっています。入所理由が産後や疾病の場合は、産前・産後8週間など状況に応じた期間になります。

●入所後に母が産後し、育児休暇を取得する場合は産後8週間までの入所となり、育児休業期間中は入所要件の対象外となるため退所となります。

●次年度も継続して入所を希望する場合は、新たに入所手続きをとっていただく必要があります。

## ◎ 長期休業時等の保育実施日

夏季・冬季・学年始・学年末の休業日、県民の日、学校行事振替日

(※年末年始、お盆、日曜日、祝日は休みです)

参考》夏休み等、学校が長期休業期間中のみの入所については、こども課へお問い合わせください。

◇ 土曜日の保育は、就労等のため保護者が不在で、保育の必要がある児童を対象に、緊急一時保育として市内学童保育所の1か所を輪番で開所します。利用する場合は、入所中の児童にかかわらず別に申し込みが必要になり、保育料も別途かかります。詳細はこども課へお問い合わせください。

## ◎ 学童保育所の所在地および対象地区

施設名	住所 / 電話番号	対象地区
横堀学童保育所	那珂市横堀1502-1 (298)2281 〔小学校敷地内〕	横堀小学校区
額田学童保育所	那珂市額田北郷311 (298)7235 〔小学校敷地内〕	額田小学校区
菅谷学童保育所	那珂市菅谷2378-1 (298)9100 〔小学校敷地内〕	菅谷小学校区
菅谷東学童保育所	那珂市菅谷891-1 (295)6138 〔小学校敷地内〕	菅谷東小学校区
菅谷西学童保育所	那珂市菅谷4542-1 (295)0747 〔小学校敷地内〕	菅谷西小学校区
五台学童保育所	那珂市東木倉960-1 (353)0521 〔小学校敷地内〕	五台小学校区
芳野学童保育所	那珂市飯田4003-3 (298)9525 〔小学校隣接地〕	芳野小学校区
木崎学童保育所	那珂市門部2765 (295)0226 〔旧木崎幼稚園〕	木崎小学校区
瓜連学童保育所	那珂市古徳371 (296)3933 〔総合センターらぼーる内〕	瓜連小学校区

## ◇ 那珂市内 民間学童保育所

瓜連認定こども園	那珂市瓜連1086-1 029(296)3663	* 保育時間・保育料金や申し込み等につきましては、各学童保育所へお問い合わせください。
リヴェールキッズスクール	那珂市後台3064-2 029(357)9312	
ゆたか保育園 ゆたか学童クラブ	那珂市後台1855-1 029(352)1233	
学びの杜 フォレスト	那珂市竹ノ内1丁目5-4 029(298)7267	
子コロッコロ本米崎クラブ	那珂市本米崎2706-1 (旧本米崎小学校) 029(212)5757	
民間学童 MAPS	那珂市菅谷3706-6 029-352-3434	

## ◎ 問い合わせ先

〒311-0192

那珂市福田1819-5

那珂市 こども課 子育て支援グループ

☎ 029-298-1111(代表) 内線255

那珂市ホムパース <http://www.city.naka.lg.jp/>

トップページ > 子育て・教育 > 児童福祉 > 令和5年度学童保育入所申し込みについて



那珂市ホムパース





那珂市学童保育所での

# 緊急及び一時保育について

## ◎ 緊急及び一時学童保育とは

通常は放課後児童の帰宅後に保護者等が家庭に在宅しているものの、何らかの理由により一時的に不在となり、児童が適切な保護を受けられない場合に保育を行い、放課後における児童の安全の確保および健全育成を図るものです。

## ◎ 利用対象児童

市内に住所を有し、小学校に通学する児童。

## ◎ 申し込み手続きについて

●利用の申込みは、こども課で随時行っています。申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。なお、**学童保育所の入所状況や行事等の都合により受け入れできない場合があります。**

●**申込みの締め切りは利用日の前日となります。**それまでに市役所への来庁が困難な場合は電話で申し込んでください。その際の申込書は後日必ず提出してください。

※ 申し込み後は、必ず緊急一時学童保育を利用する日時を学校担任の先生に連絡してください。

## ◎ 申込みに必要な書類

- ① 放課後学童緊急及び一時保育申込書      ②口座振替依頼書（初回のみ）

※申込書等はこども課でお受け取りください。なお、申込書のみホームページからダウンロードが可能です。

## ◎ 保育時間

平	日	授業終了後から午後6時まで
学	校	の
休	業	日
延	長	保
育		
日	曜	・
祝	日	
お	盆	(8月13日～15日)
年	末	年始(12月29日～1月3日)
		休
		み
		※土曜日の保育についてはお問い合わせください

## ◎ 保育料

緊急及び一時学童保育料	日額	500円	ご利用日の翌月25日に口座振替をおこないます
延長保育料	1回	200円	
保険料（選択してください）	日額	100円	初回の保育料口座振替時に併せて振替をおこないます
	年間	800円	
※年間の保険は申込後は取り消しができないため、利用をキャンセルしても保険料はかかります。			
※別途 おやつ代、教材等費を直接 学童保育所へ納めていただきます。			

### 口座振替利用が可能な金融機関

- ◆常陽銀行                      ◆筑波銀行                      ◆水戸信用金庫                      ◆茨城県信用組合  
◆常陸農業協同組合              ◆中央労働金庫                      ◆ゆうちょ銀行

ひとり親世帯、障害者手帳をお持ちの方が同居されている世帯等の保育料は条件により免除になる場合がありますので、こども課窓口へお問い合わせください。

### ◇問い合わせ・申込み先

那珂市役所こども課子育て支援グループ      電話029(298)1111【内線255】

ホームページアドレス <http://www.city.naka.lg.jp>

(トップページ > 子育て・教育 > 児童福祉 > 緊急一時保育のご案内)